

議案第50号 資料

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正について

1 趣旨

教職員の人事評価の最終評価を教育次長が行うこととする等のため、人事評価における最終評価の確認者を定める等の改正を行うもの


2 改正の概要

(1) これまで市立学校等に勤務する会計年度任用教職員の評価については、観察指導者である校長の最終評価（絶対評価）を教職員人事課長が処理責任者として確定させていたところ、勤勉手当の支給及び成績率の導入に伴い、処理責任者に代えて最終評価（相対評価）を行う確認者を定めるもの

また、この確認者については、川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）に基づく取扱いに準じて、常勤の教職員とともに教育次長とするもの

【現行】		(最終評価)	
被評価者	助言指導者	観察指導者	確認者
教職員(常勤)	教頭	校長	教育長

(最終評価)		(確定)	
被評価者	助言指導者	観察指導者	処理責任者
会計年度任用教職員	教頭	校長	教職員人事課長



【改正後】		(最終評価)	
被評価者	助言指導者	観察指導者	確認者
教職員(常勤) 会計年度任用教職員	教頭	校長	教育次長

(2) 人事評価に用いる自己観察記録及び観察指導記録については川崎市立学校教職員人事評価実施要領で定めることとするもの

(3) その他教職員人事評価システムの運用に伴う所要の整備

3 施行期日

令和6年4月1日